

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」 のご案内

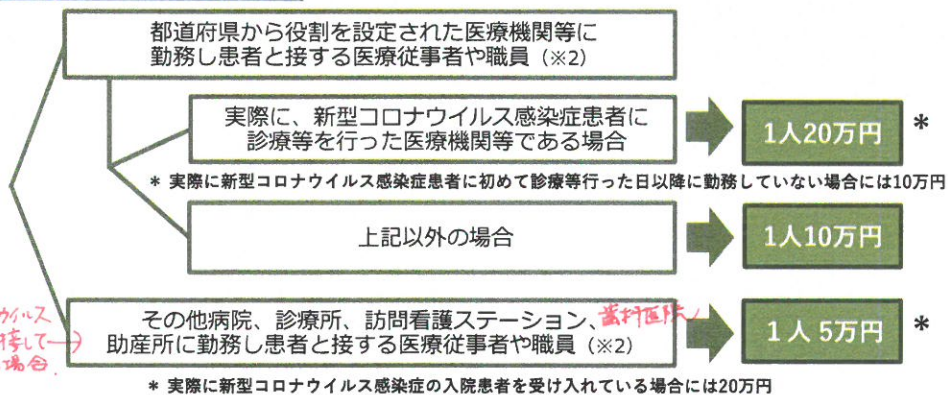
医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

慰労金の内容

- ・ **新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等**に勤務し患者と接する医療従事者や職員（※1）に対し、慰労金として**最大20万円**を給付します。
- ・ **その他病院、診療所等**に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として**5万円**を給付します。

※1 医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

給付対象・給付金額 （給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変えることはできません）



※2 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。

※2 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

※2 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

事業の詳細はこちら

➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）

緊急包括支援交付金 検索



慰労金を受給するための流れ

※ 以下は標準的な流れになります。都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

① 自医療機関等の慰労金の基本的な金額を確認します。

○ 前ページを参照して、**自医療機関等の慰労金**の基本的な金額が、**1人20万円、10万円、5万円のいずれか**を確認します。

※ 「都道府県から役割を設定された医療機関等」とは、①重点医療機関、②感染症指定医療機関、③その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関、④帰国者・接触者外来を設置する医療機関、⑤地域外来・検査センター、⑥宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等をいいます。

② 慰労金の対象となる医療従事者や職員を特定し、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。

○ 前ページ、4ページを参照して、**患者に接する医療従事者や職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定**した上で、**慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます**。委任状は医療機関等で保管します。

○ その際、**派遣労働者、業務委託受託者の従事者**についても、派遣会社・受託会社と相談して、**対象となる業務に10日以上勤務している者の一覧を提出**してもらうなどにより、**慰労金の対象者を特定**した上で、**慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます**。委任状は医療機関等で保管します。

※ 派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、医療機関等において、患者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。

③ 申請書等を作成します。

○ 次ページを参照して、**所定の様式により、申請書等を作成**します。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出します。

○ ③で作成した申請書等について、各都道府県の**国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出**します。

⑤ 都道府県が申請内容を確認後、慰労金が交付されます。

○ 都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の**国保連から慰労金が振り込まれます**。

⑥ 対象となる医療従事者や職員に慰労金を給付します。

○ 対象となる医療従事者や職員に慰労金を給付します。

※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

※ 派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、医療機関等と派遣会社・受託会社の調整により、医療機関等からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。

⑦ 慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、実績報告を行います。

○ 慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、**都道府県に対して、所定の様式により実績報告**（対象者への振込記録、受領簿等が必要）を行います。**支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算**を行います。

申請書等の入手・提出方法

申請書等の入手方法

- 申請時に必要な書類は、申請書、給付対象者一覧等となります。
 - 以下の厚生労働省ホームページ、各都道府県ホームページ等において、ダウンロードできます。
- 〔厚生労働省ホームページ〕 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

「申請書」

申請書

令和2年××月××日

××××県 厚生労働局

令和2年度新型コロナウイルス感染症療養費給付金交付金（医療分）における新型コロナウイルス感染症対応従事者等給付金申請書

欄記について、次により交付金を給付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 支給申請額 ××××円

2. 添付書類

- 新型コロナウイルス感染症対応従事者等給付金計算書
- 新型コロナウイルス感染症対応従事者等給付金内訳

以上

「給付対象者一覧」

様式第2号

〔医療機関一貫保護一移通府県〕 給付対象内訳 新型コロナウイルス感染症対応従事者等給付金

管理番号	医療機関コード	氏名	性別	生年月日	職種	所属医療機関	〔A〕 感染症対応業務に従事している期間	〔B〕 〔A〕のうち、PCR検査実施業務に従事している期間	〔C〕 〔A〕のうち、PCR検査実施業務以外の業務に従事している期間	〔D〕 厚生労働省が定める業務に従事している期間	医療機関種別	申請日
1	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
2	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
3	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
4	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
5	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
6	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
7	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
8	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
9	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
10	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
11	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
12	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
13	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
14	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
15	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
16	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
17	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
18	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
19	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
20	123456789	山田 太郎	男	19800101	医師	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

基本はココから、導入してレセコン用 正しい場合は、

申請書、給付対象者一覧等の提出方法

- 申請書、給付対象者一覧等について、原則として、各都道府県の国保連の「オンライン請求システム」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）により提出します。
- オンライン請求システム未導入の医療機関等は、原則として専用の「WEB申請受付システム」からの申請とし、ネット環境に対応していない場合は、電子媒体(CD等)により国保連に郵送します（電子媒体による提出が困難な場合は紙媒体を郵送）。
- ※一部の都道府県では、補助金の申請・交付窓口が国保連以外となる場合があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

提出にあたっての留意事項（提出先が国保連の場合）

- 申請方法に関わらず、診療報酬提出時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、毎月15日から月末までの間となります。
- 電子媒体や紙で提出する場合は、原則「郵送」とし、通常の診療報酬請求には同封せずに単独で送付してください。その際、封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書 在中」と朱書きするなどしてください。
- 電子媒体(CD等)による申請の場合は、診療報酬請求と混同しないよう、申請書を同じ媒体に格納しないでください。また、郵送する際には、媒体表面に分かりやすく申請の概要(※)を油性マジック等で明記してください。
- ※申請の概要として、以下の項目を明記してください。
 - タイトルに「医療・慰労金」と記載
 - 「医療機関コード」と「医療機関名」を記載。

医療従事者や職員に対する慰労金の誤給付が判明した場合、都道府県から医療従事者や職員に、慰労金の返還を求める場合があります。基本的に医療機関等の責任が問われることはありませんが、都道府県の事務にご協力をいただく場合があることをご了承ください。

Q&A

- (問) 慰労金の趣旨を教えてください。**
(答) 慰労金は、
 ①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、
 ②継続して提供することが必要な業務であること、
 ③医療機関での集団感染の発生状況を踏まえ、医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対して給付するものです。
- (問) 「患者と接する医療従事者や職員」とは、どこまで含まれるのでしょうか。**
(答) 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。
 また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。
 なお、ここでいう「患者」は、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者も含まれます。
- (問) 「医療従事者や職員」には、医療専門職以外の事務職なども含まれるのでしょうか。**
(答) 資格や職種による限定はなく、事務職なども対象となります。
- (問) 新型コロナ患者の受入病棟と別建物の病棟で勤務する職員でも、20万円の対象となりますか。**
(答) 医療機関単位での判断となりますので、患者と接する職員であれば、20万円の対象となります。
- (問) 業務委託受託者の従事者は、どのような場合に対象となりますか。**
(答) ①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によってご判断ください。
 なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくこととなります。
- (問) 「10日以上勤務」の要件について、1日の数え方はどうなりますか。**
(答) 1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。
 なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。
- (問) PCR検査センター（地域外来・検査センター）や帰国者・接触者外来に応援に行った医療従事者や職員への慰労金の額は、どうなりますか。**
(答) 患者と接する業務に通算して10日以上勤務している医療従事者や職員が、PCR検査センターや帰国者・接触者外来（PCR検査センター及び帰国者・接触者外来が実際に新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に診療等を行った医療機関等である場合）に応援に行き患者と接する業務に従事している場合、慰労金の額は20万円となります。
- (問) 慰労金は、医療機関等が手当として支給することになりますか。**
(答) 慰労金は、事業主が労働者への賃金、給料、手当等として支払うものではありません。
 また、慰労金は非課税所得となるため、源泉徴収しないよう注意してください。
- (問) 医療機関等で申請をとりまとめず、職員個人に申請させることはできますか。**
(答) 患者に接する等の要件を確認する必要があるため、医療機関等での申請をとりまとめにご協力をお願いします。
- (問) 対象者へ慰労金を給付する際の医療機関等の事務手数料はどうなりますか。**
(答) 振込手数料（実費）について、都道府県から医療機関等に支給される場合があります。
 詳しくは申請の案内等でご確認ください。
- (問) 医療機関等をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいのでしょうか。**
(答) 原則として、勤務していた医療機関等を通じて申請してください。
 勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合は、勤務していた医療機関等の勤務証明など必要な書類を揃えた上で個人申請いただくこととなります。
- (問) 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。**
(答) 国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。

- << 可取の方 >>
- ① 対象者の確認 (勤務日数: 10日以上)
 - ② 委任状にサイン、ハンコ等もらって回収 → 提出はいい
 - ③ 申請書に記入 → オンライン申請
 - ④ 医療機関等の郵送 (添付資料あり) → 給付後
- <医療機関等の方々の申請作業フロー>

事務作業の詳細手順については、別途取りまとめている「『新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業』医療機関等の申請マニュアル」でご確認ください。ここでは、標準的な申請の大きな流れのみご説明します。

① 通常の場合

1. 厚生労働省から示されている慰労金対象者の整理に基づき、自医療機関等の医療従事者等 (委託会社を含む) での対象者を整理してください。
(10日以上)
2. 「様式第1号」に医療機関の情報等を入力してください。
3. 対象となる医療従事者等について、「様式第2号」に職員情報を入力し、慰労金支給額を算出してください。他の医療機関等での期間通算がある医療従事者等については、当該期間を確認してください。
4. 対象となる職員等について、「様式第3号の1」(一覧式)もしくは「様式第3号の2」(個人別)により、委任状の記載を依頼してください。

(委任状 出力)

【国等】

一覧式 操作するシート名 → PDF出力 (3-1) 一覧式 PDF出力 (4-1) 一覧式
個人別 操作するシート名 → PDF出力 (3-2) 個人別 PDF出力 (4-2) 個人別

5. 委任状の提出があった医療従事者等について、「様式第2号」の委任状徴収済欄に「済」と登録してください。*委任状の提出がない医療従事者等について、医療機関等は慰労金の代理申請・受領ができません。
6. 受領した委任状は、医療機関等で保管してください。
(給付の確認のため、都道府県が提出を求める場合があります)
7. 振込手数料として見込まれる金額を「様式第1号」に記載してください。
8. 提出用ファイルを出力してください。このボタンをクリック → 提出用ファイル 出力 → 入力不備があればメッセージが出力。
・この画面に戻ったら、出力は完了しています。
・このファイルがある場所に 提出用 慰労金 医療機関番号 申請日.xlsx
(医療機関番号がない場合は、I電話番号)
というファイルが出力されます。
→ 7/24期限までアップできていない。
9. 提出用ファイルを国民健康保険団体連合会のオンライン請求システムもしくはWE B申請システムにアップロードしてください。
(申請開始時期は各都道府県により異なります。また、8月以降は毎月15日から末日を申請可能期間と予定しますが、これについても都道府県により異なる場合があります。)
10. 都道府県において申請額等に誤りがないことが確認されたのちに、都道府県から交付決定通知が送付されます。
11. 交付決定通知送付後に、国保連合会から診療報酬振込口座あてに慰労金及び手数料相当額が振り込まれます。
12. 医療機関等においては、入金後速やかに職員等に対して慰労金を振り込んでください。なお、医療従事者等に支給する慰労金は申請額と同一としてください (医療機関で金額を変えることはできません)。また、本慰労金は非課税となりますので、振込に当たっては所得税等が源泉徴収されない方式によるよう、十分注意してください。
13. 医療機関等は振込から1か月以内を目途に、各都道府県の慰労金担当窓口あてに「様式第7号」及び添付書類 (振り込みの証明等) を郵送してください。
14. 都道府県は確認・精算作業を実施し、差額が生じた場合の調整を実施します。

②委託会社・派遣の医療従事者等への給付について

委託会社・派遣職員の医療従事者等も業務内容によって慰労金の給付対象となります。「様式第5号」により、委託会社から医療機関等に代理申請・受領を依頼いただき、申請者一覧「様式第5号別紙」を添付してください。詳細は、申請マニュアルをご確認ください。

入力する

様式第1号 ①電子申請用

【医療機関→国保連→都道府県】医療機関情報 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

申請日 令和2年7月28日 (入力形式) 西暦4桁/月/日 半角、スラッシュ区切り (表示は、元号表示になります)

委託会社等の医療従事者等の申請の有無 なし (ありを選択すると様式(シート)が表示されます。)

施設概要 助産所コードを有さない助産所は「999999999」を入力してください

医療機関コード (10桁) 1 2 1 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

施設名称 (自動表示)

管理者職名 管理者氏名 (自動表示されない場合は、番号をご確認下さい。それでも自動表示されない(または変更がある)場合は、手入力してください。)

連絡先 担当部署 担当者氏名 連絡先電話番号 連絡先メールアドレス

所在地 郵便番号 都道府県名 市区町村以降
千葉県 基本は自動表示される

国又は自治体が設置する医療機関等において制度上の問題により、医療従事者への迅速な振込ができない医療機関である いいえ 自治体等において補正予算の対応が遅やかに行うことができる場合には通常通り、貴医療機関等において受領することができます。

申請医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ等について

当該都道府県における始期【A】(自動入力) 2020/1/30

施設類型 (リストから選択してください) 6

都道府県から役割指定を受けた日【B】

新型コロナウイルス感染症患者を最初に受け入れた日

対象期間起日 (自動入力) 2020/1/30

施設類型2~5については、【A】【B】いずれか早い日

口座情報

国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない(助産所コードを有さない助産所は、「はい」を選択してください) はい 債権譲渡されていない場合は、「はい」を選択して下さい。債権譲渡されている場合は、国保連に登録されている口座への補助金の振込ができませんので、債権譲渡されていない口座の情報を提出していただく必要があります。

国保連合会による当該口座の債権譲渡に関する確認結果が都道府県に共有されることに同意する はい 本事業は国保連合会のシステムを活用した慰労金交付を予定しています。交付の過程において、国保中央会保有の口座債権譲渡有無に係る情報が、都道府県に共有される場合があります。同意いただける場合は「はい」を選択してください。

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する はい 同意いただける場合は、「はい」を選択して下さい。

上記の口座情報を都道府県が本事業の振込に使用することに同意する はい

※今回の慰労金は、所得税法上の非課税規定に基づき、非課税所得に該当します。また、令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金額についても、差し押さえることが禁止されています。

※なお、本事業実施のために新たに入手・共有された情報は本事業のみに使い、その他の目的で使用されることはございません。

慰労金交付申請額

科目	人数	申請額(円)
慰労金	2	100,000
振込手数料		1,320
合計申請額(円)		101,320

←見込でOK

一覧式委任状 (TTPファイル)

様式第3号の1

千葉県知事 殿

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 代理申請・受領委任状

下記の者は、

- ① 今回の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の申請以外に、個人申請並びに他の医療機関や介護・障害施設から慰労金の給付申請を行わないこと及び、
- ② 申請内容に虚偽があった場合又は複数機関等から慰労金の給付を受けた場合は、不当利得として速やかに千葉県知事 殿に慰労金を返還することを確認・誓約し、

管理者（職名/氏名）自動表示 を代理申請・受領者と定め、

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の申請及び受領に関する権限を委任します。

（注意事項）

- この委任状は、都道府県への提出は不要です。ただし、慰労金の代理申請及び受領を証するものとして、都道府県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、医療機関等において、適切に保管しなければなりません。

記

ハンコ・印

（※自署もしくは署名捺印）

管理番号	氏名（漢字）	印	生年月日	住所（自署）	申請及び受領を委任する金額
1	山田 花子	印	昭和55年7月28日		50,000
2	田中 一郎	印	昭和60年4月5日		50,000

自署入力

一覧式 委任状 様式3号の1 PDF出力

PDF出力する 様式2 の 管理番号 を入力

出力範囲 始まり ~ 2 終わり

PDFファイル 出力

1操作 1ファイル 数秒 ~ 数分

↓ 自分でPDFファイルがデスクトップに作成される

（注1）この画面に戻ったら、出力完了です。

（注2）管理番号がファイル名の、PDFファイルが、
デスクトップの、委任状（一覧式）フォルダ に出力されます。

（注3）同じ番号のファイルは、2回目以降、“上書き”されます。

委任状 { ① 一覧式
② 個人別 }
どちらか選択して作成する。

※ 提出はせず、保管のみ

自署 ↓

個人別委任状
(サンプル)

1 山田 花子

様式第3号の2

千葉県知事 殿

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)における
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 代理申請・受領委任状

所 属：
氏 名：(自署) **自署**
住 所：(自署)
生年月日：(自署)

私は、下記の事項を確認・誓約し、
代理申請・受領者と定め、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 **50,000** 円
の申請及び受領に関する権限を委任します。

記

1. 今回の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の申請以外に、個人申請並びに他の医療機関や介護・障害施設から慰労金の給付申請を行わないこと。
2. 申請内容に虚偽があった場合又は複数機関等から慰労金の給付を受けた場合は、不当利得として速やかに 千葉県知事 に慰労金を返還すること。

(注意事項)

- この委任状は、都道府県への提出は不要です。ただし、慰労金の代理申請及び受領を証するものとして、都道府県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、医療機関等において、適切に保管しなければなりません。

個人別 委任状 様式3号の2 PDF出力

PDF出力する 様式2 の 管理番号 を入力

出力範囲 **1** ~ **2**

※一度に大量に範囲指定すると、数時間かかる場合がありますので、ご注意ください。

PDFファイル 出力

1番号 1ファイル 10数秒

(注1) この画面に戻ったら、出力完了です。

(注2) 管理番号がファイル名の、PDFファイルが、
デスクトップの、**委任状(個人別)** フォルダ に出力されます。

(注3) 同じ番号のファイルは、2回目以降、“上書き”されます。

< 申請時に提出 >

様式第6号
(文書番号)

令和2年7月28日

千葉県知事 殿

自動表示されない場合は、番号をご確認下さい。それでも自動表示されない(または変更がある)場合は、手入力してください。

管理者(職名/氏名) **自動表示**
(押印省略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)における
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付申請書

標記について、次により交付金を給付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1. 支給申請額 100,000 円 **七自カ**
2. 添付書類
- ・新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金医療機関情報(様式第1号)
 - ・新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付対象者内訳(様式第2号)

以上

《参考資料》

【都道府県における新型コロナウイルスの発生始期】

《主な県》

東京都	2020.1.24	佐賀県	2020.3.13
千葉県	2020.1.30	長崎県	2020.3.14
神奈川県	2020.1.15	山形県	2020.3.31
埼玉県	2020.2.1	富山県	2020.3.30
栃木県	2020.2.11	広島県	2020.3.6
群馬県	2020.2.11	長野県	2020.2.12
岩手県	2020.4.16	茨城県	2020.2.11
秋田県	2020.3.6		

※申請用紙の『様式第1号』の『医療機関コード(10桁)』を入力すると、

日付は都道府県を自動判定し、発生始期の日付は自動入力される。

●慰労金対象者かどうか判断する勤務日数について

→各都道府県の発生始期から、2020年6月30日までに勤務した延べ日数

※複数の医療機関に勤務した場合は通算する。

< 支給後に郵送可 >

様式第8号
(文書番号)

令和2年×月××日

知事名 (自動表示) 殿

医療機関コード、10桁を入力すると、自動表示されます。

管理者 (職名/氏名) 自動表示
(押印省略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (医療分) における
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付実績報告書

標記について、別紙により給付実績を報告いたします。

記

添付書類

- ・実績報告書 (様式第7号)
- ・慰労金を職員等に対して給付した際の証憑
- ・要した振込手数料にかかる証憑
- ・その他

以上

様式第7号

【医療機関→都道府県】実績報告書_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

施設概要			
医療機関コード (10桁)	施設名称	医療機関コード、10桁を入力すると、自動表示されます。	
連絡先	連絡先電話番号	連絡先メールアドレス	
担当者氏名			
都道府県名	市区町村以降		
給付実績額			

科目	人数	給付額 (円)
慰労金		
振込手数料		
慰労金給付済額 (円)		0
慰労金給付決定額 (円)		
精算額		0

交付決定通知を確認し、ご記載下さい。

※こちらの実績書は、職員等への慰労金給付が終了したら1か月以内をめぐり、各都道府県慰労金担当窓口へ添付書類と合わせてご提出ください。
◎給付後に提出いただく書類は以下の通りです。

- ・慰労金を職員等に対して給付した際の証憑 (個人ごとの振り込みの記録や現金で給付した場合の受領簿など給付額が分かるもの)
(※委託業者等に雇用される者に委託業者等経由で給付を実施した場合は、当該委託業者等が委託業者等に雇用される者に給付を行ったことが確認できる証憑も必要)
- ・慰労金の給付にあたって振込手数料を要した場合の、振込手数料がわかる書類 等


参考

参考様式第3号
(発翰番号)

令和2年×月××日

< 退職者への証明書 >

医療機関コード、10桁を入力すると、自動表示されます。

管理者(職名/氏名)自動表示 

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)における
「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金」給付に係る勤務証明

標記について、以下とおり相違のないことを証明いたします。

記

証明対象職員氏名：
所属部門・部署：
職種：
主な業務内容：
起点日から6月末までの勤務日数：
新型コロナウイルス感染症患者1例目受入以降6月末
までの勤務日数：
施設類型：

↑
入力可

原則

退職者は勤務していた医療機関を通じて申請する。
それが難しい場合には限り、必要書類を揃え
上で個人申請をすることもできる。